



登記の取下げ・却下とは

不動産の名義変更をする場合には

法務局に対して**登記申請**を行い、法務局が一定の基準により審査を行います。しかし、その登記は常に受理されるとは限りません。

今回は、登記の「取下げ」「却下」の違いをご案内いたします。



登記の取下げ

登記の**申請者が自ら申請を撤回**することをいいます。

申請を取下げると、申請がされなかったことになるので申請書も添付書類もすべて申請人に**返却**されることとなります。

返却◎



登記の却下

登記申請の内容に法律で定められた却下事由がある場合に、法務局の**登記官が登記の申請を認めない**ことをいいます。

いきなり却下を言い渡されるのではなく、法務局から申請を取下げようように促されるのが一般的です。

却下の場合には申請書は**返却されません**。

返却×



登記申請には専門知識が必要です。
登記は、私たちF&Partnersにお任せください！

今週の
お客様の**声**

相談しようか
迷っている方へ

大阪市 たなか様

何事も早く対応していただきました。

